ヨ 利四〇三、十四
タ 利八、十四、十五、十九、廿四　來九〇廿一
レ 利四〇十五、廿四
ソ 利十四〇廿
ツ 代上十六〇四、廿五〇六
子 代上廿三〇五、廿五〇一
代下八〇十四
ナ 申下廿四〇十一
ラ 代下卅〇十二
ム 代上廿三〇五　歴六〇五
ウ 民十〇八、十　代上十五〇
廿四、十六〇六
井 代下廿三〇十八
ノ 代下廿〇十八
オ 利七〇十二
ク 代下卅五〇十一
ヤ 代下卅〇三
マ 詩七〇十

のためにてれを罪祭となしアロンの子孫たる祭司等に命じてこれをエホバの壇の上に獻げしむ　即ち牡牛を宰れば祭司等うの血を受て壇に灑ぎ、また牡羊を宰ればうの血を壇に灑ぎ、また羔羊を宰ればうの血を壇に灑げり　かくて人々罪祭の牡山羊を王と會衆の前に牽きたりければ彼らうの上に手を按り　而して祭司これを宰りうの血を罪祭として壇の上に獻げてイスラエル全國のためにあがなひをなせり、是い王イスラエル全國の爲に燔祭および罪祭を獻ぐることを命じたるに因る　王レビ人をエホバの室に置きダビデおよび王の先見者ガドと預言者ナタンの命令に依たがひて之に鐃鈸、瑟および琴を執えむ、是いエホバぐうの預言者によりて命じたまひし所なり　是においてレビ人いダビデの樂器をとり祭司い喇叭をとりて立つ　時にヒゼキヤ燔祭を壇の上に獻ぐることを命ぜり、燔祭をさゝげ始むるとき エホバの歌をうたひ喇叭を吹きイスラエルの王ダビデの樂器をならしむしめたり　依かして會衆みな禮拜をなし謳歌者歌をうたひ喇叭手喇叭を吹ならし燔祭の終るまで凡て斯ありしが　獻ぐる事の終るに及て王及之と偕に在る者みな身をかゞめて禮拜をなせり　かくてまたヒゼキヤ王および牧伯等レビ人に命じダビデと先見者アサフの詞をもてエホバを讃美せしむ、彼等喜樂をもて讃美し首をさげて禮拜す　時にヒゼキヤてたへて言けるい汝らすでにエホバに事んために身を潔めたれば進みよりてエホバの室に犧牲および感謝祭を携へきたれと、會衆すなわち犧牲および感謝祭を携へきたる、又志ある者いみな燔祭を携ふ　會衆の携へきたりし燔祭の數い牡牛七十、牡羊、一百羔羊二百、是みなエホバに燔祭と為て奉つる者なり　また奉納物い牛六百羊三千なりき　然るに祭司寡くしてうの燔祭の物の皮を剝つくすこと能ざりければうの兄弟たるレビ人これを助けてうの工を終ふ、斯る間に他の祭司等も身を潔む、レビ人い祭司よりも心正



ケ 利三〇十六
フ 民十五〇五、七、十
イ 民九〇十、十一
ロ 代下廿九〇卅四
ハ 出十二〇六、十八
ニ 耶四〇二　耶十〇十三
ホ 王下十五〇十九、廿九
ヘ 結廿〇十八
ト 代下廿九〇八
チ 申六〇十六
リ 代下廿九〇十一
ヌ 詩百六〇四十六
ル 出卅四〇六
ヲ 箴五十五〇七

しくして身を潔たり　三五 燔祭夥多しくあり、酬恩祭の脂及びすべての燔祭の酒も然り、斯エホバの室の奉事備はれり　三六 この事俄なりしかども神かく民の爲に備をなし賜しに因てヒゼキヤおよび一切の民喜こべり

**第三十章**

一 茲にヒゼキヤイスラエルとユダに遍ねく人を遣はしまた書をエフライムとマナセに書おくりエルサレムなるエホバの室に來りてイスラエルの神エホバに逾越節を行えんことを勸む　二 王すでにうの牧伯等およびエルサレムにある會衆と議り二月をもて逾越節を行えんと定めたり　三 其い祭司の身を潔めし者足ず、民またエルサレムに集らざりしに因て彼時にこれを行ふことを得ざれべなり　四 王も會衆もこの事を見て善となし　五 即ちこの事を定めてベエルシバよりダンまでイスラエルお遍ねく宣布えめしエルサレムお來りてイスラエルの神エホバお逾越節を行えんことを勸む、是いうの錄されたるごとくおこれを行ふ事久しく無りしが故なり　六 飛脚すなはち王とうの牧伯等ゞ授けし書をもちてイスラエルとユダを遍ねく行めぐり王の命を傳へて云ふ、イスラエルの子孫よ汝らアブラハム、イサク、イスラエルの神エホバお起歸れ然べエホバアッスリヤの王等の手より逃れて遺るとうの汝らに歸りたまえん　七 汝らの父および兄弟の如くならざれ、彼らうの先祖の神エホバにむかひて罪を犯したれべこれを滅亡に就えめたまへり汝らが、見るごとし　八 然べ汝らの父のごとく汝ら項を強くせずしてエホバに歸服しうの永久に聖別たまひし聖所お入り汝らの神エホバに事へよ、然れべうの烈しき怒なんぢらを離れん　九 汝ら若エホバに歸らば汝らの兄弟および子女うの已を擄へゆきし者の前に矜憫を得て遂にまた此國お歸へらん、汝らの神エホバい恩惠あり憐憫ある者にましませば汝らこれに起かへるにおいてい面を汝らに背けたまはじと　十 かくのごとく飛脚エフライム、マナセの國にいりて邑より邑に行めぐりて遂にゼブルンまで至

ソ 代下卅六〇十六　カ 代下十一〇十六、卅〇十八、廿一
ヨ 詩二〇十三　タ 代下廿九〇廿五
レ 代下廿八〇廿四
ツ 代下廿九〇卅四
ソ 代下廿九〇卅四
子 代下卅〇十一
ナ 出十二〇四十三
ラ 代下十九〇三
ム 出十二〇十五、十三〇六
ウ 申卅三〇十　代下十七〇九、卅五〇三
ヰ 瑪十〇十一
ノ 王上八〇六十五
オ 代下卅五〇七、八

りしが人衆これを嘲り笑へり　十一 但しアセル、マナセおよびゼブルンの中より身を卑くしてエルサレムに
來りし者もあり　十二 またユダに於ても神ゝの力をいだして人々に心を一にせしめ王と牧伯等がヱホバの言
に依て傳へし命令を之わ行なしむ　十三 斯りしかば二月にいたりて民酵いれぬパンの節をおこなんとて多
くエルサレムに來り集れり、ゝの會はなはだ大なりき　十四 彼等するはち起てエルサレムわある諸の壇を取
のぞきまた一切の香壇を取のぞきてこれをキデロン川に投すて　十五 二月の十四日に逾越の物を宰れり、是
において祭司等およびレビ人い自ら恥ぢ身を潔めてヱホバの室に燔祭を携へきたり　十六 神の人モーセの律
法わ循ひ例に依て各々ゝの所に立ち面して祭司等レビ人の手より血を受て灑げり　十七 時わ會衆の中わまだ
身を潔めざる者多かりければレビ人ゝの潔からざる一切の人々に代りて逾越の物を宰りてヱホバに潔め
獻ぐ　十八 また衆多の民すなわちエフライム、マナセ、イッサカル、ゼブルンより來りし衆多の者未だ身を潔む
る事をせずゝの書錄されし所に違ひて逾越の物を食へり、是をもてヒゼキヤこれがために祈りて云ふ　十九
惠ふかきヱホバよ、凡ゝその心を傾けて神を求めゝの先祖の神ヱホバを求むる者い仮令聖所の潔齋に循
はざるとも願くい是を赦したまへと　二十 ヱホバヒゼキヤに聽て民を醫したまへり　二一 エルサレムにきたれる
イスラエルの子孫い大なる喜悅をいだきて七日の間酵いれぬパンの節をおこなへり、又レビ人と祭司い
日々にヱホバを讃美し高聲の樂を奏してヱホバを頌へたり　二二 ヒゼキヤ、ヱホバの奉事に善通じをる一切
のレビ人を深く勞ふ、斯人衆酬恩祭を獻げゝの先祖の神ヱホバに感謝して七日のあひだ節の物を食へ
り　二三 かくて又全會あひ議りて更に七日を守らんと決め喜悅をいだきてまた七日を守れり　二四 時にユダの王
ヒゼキヤい牡牛一千、羊七千を會衆に餽り、又牧伯等い牡牛一千、羊一萬を會衆に餽れり、祭司もまた衆く



ク 代下廿九〇卅四
ヤ 代下卅〇十一、十八
マ 民六〇廿三
イ 王下十八〇四
ロ 代上廿三〇六、廿四〇一
ハ 代上廿三〇卅、卅一
ニ 民廿八〇、廿九〇
ホ 民十八〇八　尼十三〇十
ヘ 馬二〇七
ト 出廿二〇廿九　尼十三〇十一
チ 利廿七〇卅　申十四〇廿八

身を潔めたり　二五 ユダの全會衆および祭司レビ人ならびにイスラエルより來れる全會衆およびイスラエル
の地より來れる異邦人とユダに住む異邦人みな喜べり　二六 かくエルサレムに大なる喜悅ありき、イスラエ
ルの王ダビデの子ソロモンの時より以來かくのごとき事エルサレムわ在ざりしかり　二七 ゝの時祭司レビ人
起て民を祝しけるにゝの言聽れゝの祈禱ヱホバの聖き住所なる天わ達せり

## 第三十一章

この事すべて終りしかば其處に在しイスラエル人みなユダの邑々に出ゆき杜像を碎き
アシラ像を斫たふしユダとベニヤミンの全地より崇邱と祭壇を崩し絶ちエフライム、マナセにも及ぼし
て遂にまつたく之を毀ち面してイスラエルの子孫おの〳〵ゝの邑々に還りて己の產業にいたれり○　二　ヒ
ゼキヤ祭司およびレビ人の班列を定めゝの班列にまたがひて各々にゝの職を行はしむ、即ち祭司とレビ
人を立て燔祭および酬恩祭を獻げ之めヱホバの營の門において奉事をなし感謝をなし讚美をなさしめ　三
また己の財產の中より王の分を出して燔祭のためにす、即ち朝夕の燔祭および安息日、朔日、節會なべて
燔祭のために之を出して　四 ヱホバの律法に記さるゝ如くす　彼またエルサレムに住む民に祭司とレビ人に
ゝの分を與へんことを命ず、是かれらをしてヱホバの律法に身を委ねゝめんとてなり　五 其命令の傳まる
や否やイスラエルの子孫穀物、酒、油、蜜およびに田野の諸の產物の初を多く獻げまた一切の物の什一を
多しく携さへきたる　六 ユダの邑々に住るイスラエルとユダの子孫もまた牛羊の什一およびにゝの神ヱ
ホバに納むべき聖物の什一を携へきたりてこれを積疊ぬ　七 三月に之を積疊ぬることを始め七月にいたり
て之を終れり　八 ヒゼキヤおよび牧伯等きたりて其積疊ねたる物を見ヱホバとゝの民イスラエルを祝せり
ヒゼキヤゝの積疊ねたる物の事を祭司とレビ人に問尋ねければ　九 ザドクの家より出し祭司の長アザリ

ヤ彼に應へて言けるハ民ユホバの室に禮物を携さふることを始めしより以來我儕飽まで食ひしがうの餘れる所はおほだ多しユホバうの民をめぐみたまひたればなり、うの餘れる所かくのごとく夥多しと　十一　ヒゼキヤユホバの家の内に室を設くることを命じけれゝ則ちこれを設け　忠實にうの禮物什一および奉納物を携へいれり、レビ人コナニヤこれを主どりうの兄弟シメイこれに副ふ　十三　ユヒエル、アザヒヤ、ナハテ、アサヘル、ユレモテ、ヨザバデ、エリエル、イスマキヤ、マハテ、ベナヤ等ヒゼキヤ王および神の室の宰アザリヤの命に依りコナヤおよびうの兄弟シメイの手下につきてこれが監督者とおる　十四　東の門を守る者レビ人ユムナの子コレ神に獻ぐる誠意よりの禮物を司どりてユホバの獻納物および至聖物を頒つ　十五　うの手につく者ハエデン、ミニヤミン、ユシユア、シマヤ、アマリヤおよびシカニヤみな祭司の邑々に居てうの職を盡しうの兄弟に班列に依て之を頒つ、大小ともに均し　十六　此外にまた凡て名簿に載たる男子三歳以上にしてユホバの室に入りうの班列に玄たがひて日々の職分を盡し擔任の勤務を爲すところの者に之を頒つ　十七　またうの宗家に玄たがひて名簿に載られうの班列にしたがひて擔任の事を執行ふところの祭司および二十歳以上のレビ人　十八　およびに名簿に載たるうの小き者うの妻うの男子うの女子などゝ盡く之を頒つ、會中すべて然り、即ち彼等ハ深く白忠實にうの職を盡せり　十九　また邑々の郊地に居るアロンの子孫たる祭司等のためにハ邑ごとに人を名指し選び祭司の中の一切の男およびレビ人の中の名簿に載せたる一切の者にうの分を予へしむ　二十　ヒゼキヤユダ全國に斯のごとく爲し善事、正き事、忠實おる事をうの神ユホバの前に行へり　二十一　凡てうの神の室の職務につき律法につき誡命につきて行ひ始めてうの神を求めし工ハ悉く心をつくして行ひてこれを成就たり

ヌ 尼下三〇十三
ル 番廿一〇九
ヲ 代上廿三〇廿四・廿七
ワ 利廿五〇卅四　民卅五〇二
カ 代下卅一〇十二至十五
ヨ 王下廿〇三
リ 馬三〇十



## 第三十二章

一　ヒゼキヤが此等の事を行おひ且つ忠實おりし後アッスリヤの王セナケリブ來りてユダに入り堅固なる邑々にむかひて陣を張り之を攻取んとす　二　ヒゼキヤセナケリブの既に來りユルサレムに攻むかんとするを見　三　うの牧伯等および勇士等と謀りて邑の外おる一切の泉水を塞ぐんとす、彼等これを助く　四　衆多の民おつまりて一切の泉水および國の中を流れわたる溪河を塞ぎていひけるハアッスリヤの王等來りて水を多く得ば豈で可らんやと　五　ヒゼキヤまた力を強くし破れたる石垣をことゞく建なほして之を戍樓まで築き上げうの外おまた石垣をめぐらしダビデの邑のミロを堅くし戈盾を多く造り　六　軍長を多く民の上に立て邑の門の廣場に民を集めてこれを勞ひて言ふ　七　汝ら心を強くし且勇め、アッスリヤの王のためおも彼とともなる群衆のためおも懼るゝ勿れ、懦のく勿れ我らとともなる者ハ彼とともになる者よりも多きがゆえなり　八　彼とともなる者ハ肉の腕なり、然れども我らとともおる者ハ我らの神ユホバおして我らを助け我らに代りて戰かひたまふべしと、民ハユダの王ヒゼキヤの言おに安んず○　九　此後アッスリヤの王セナケリブうの全軍をもてラキシを攻圍み居りて臣僕をエルサレムに遣してユダの王ヒゼキヤおよびエルサレムにをる一切のユダ人に告ぎめて云く　十　アッスリヤの王セナケリブかく言ふ、汝ら何を恃みてエルサレムに閉籠りをるや　十一　ヒゼキヤ我らの神ユホバアッスリヤの王の手より我らを救ひ出したまはんと言て汝らを誘かし汝らをして饑渴て死ぬめんとするに非ずや　十二　此ヒゼキヤハすなはちユホバの諸の崇邱と祭壇を取のぞきユダとエルサレムとに命じて汝らハ唯一の壇の前にて崇拜を爲しうの上に香を焚べしと言し者にあらずや　十三　汝らハ我およびわが先祖等が諸の國の民に爲したる所を知ざるか、其等の國々の民の神少許にておうの國をわが手より救ひ取ることを得しや　十四　わが先祖等の滅ぼし盡せし

イ 王下十八〇十三　歴卅六〇一
ロ 歴廿二〇九・十
ハ 代下廿五〇廿三
ニ 母下五〇九　王上九〇廿四
ホ 申卅一〇六
ヘ 代下廿〇十五　王下六〇十六
ト 王下六〇十六
チ 耶十七〇五　箴卅四〇四
リ 代下十三〇十二　歴八〇卅一
ヌ 王下十八〇十七
ル 王下十八〇十九
ヲ 王下十八〇卅
ワ 王下十八〇廿二
カ 王下十八〇卅三至卅五

國民の諸の神の中誰か己の民をわが手より救ひ出すことを得し者あらんや、然ば汝らの神いかでか汝らをわが手より救ひだすことを得ん　十五　然れど斯ヒゼキヤに欺かるゝ勿れまた彼を信ずる勿れ何の民何の國の神もろの民を我手また我父祖の手より救ひ出すことを得ざりしおれば況て汝らの神いかでか我手より汝らを救ひ出すことを得んと　十六　セナケリブの臣僕等この外にも多くエホバ神およびろの僕ヒゼキヤを誹れり　十七　セナケリブまた書をかきふくりてイスラエルの神エホバを嘲りかつ誹り諸國の民の神々ろの民をわが手より救ひだざりし如くヒゼキヤの神もろの民をわが手より救ひ出さじと　十八　云ふ　彼ら遂に大聲を擧げユダヤ語をもて石垣の上おるエルサレムの民に語ひ之を威しかつ擾せり、是い邑を取んとており　十九　斯かれらいエルサレムの神を論ずること人の手の作おる地上の民の神々を論ずるがごとくせり　二十　是ゆよりてヒゼキヤ王およびアモツの子預言者イザヤともに祈禱て天に呼はりければ　二一　エホバ天の使一箇を遣はしてアッスリヤ王の陣營おある一切の大勇士および將官、軍長等を絶しめたまへり、斯りしかば王面を赧らめて己の國に還りけるがろの神の家にいりし時其身より出たる者等劍をもて之を其處に弑せり　二二　是のごとくエホバヒゼキヤとエルサレムの民をアッスリヤの王セナケリブの手および諸人の手より救ひだし四方において之を守護たまへり　二三　是において衆多の人獻納物をエルサレムに携へきたりてエホバに奉り、また財寶をユダの王ヒゼキヤに饋れり、此後ヒゼキヤい萬國の民に尊び見らる○　二四　當時ヒゼキヤ病て死んとせしがエホバに祈りければエホバこれに告をおし之お休徵を賜へり　二五　然るにヒゼキヤろの蒙むりし恩お酬ゆることをせずして心に高ぶりければ震怒これに臨まんとしまたユダとエルサレムお臨まんとせしが　二六　ヒゼキヤろの心に高慢を悔て身を卑くしエルサレムの民も同じく然

ヨ　王下十八〇廿九
タ　王下十九〇九
レ　王下十九〇十二
ソ　王下十八〇廿八　ツ　王下十八〇廿六　歴廿八
子　王下十九〇十八
ナ　王下十九〇十五　ラ　王下十九〇二、四
ム　王下十九〇廿五
ウ　代下十七〇五　非　代下一〇一
ノ　王下廿〇一　歴廿八〇一
オ　詩百十六〇十二　ク　代下廿六〇十六　ヤ　代下廿四〇十八　マ　耶廿六〇十八、十九

なしたるお因てヒゼキヤの世にいエホバの震怒かれらお臨まざりき○　二七　ヒゼキヤい富と貴を極め府庫を造りて金銀、寶石、香物、楯および名種の寶貴き器物を藏め　二八　また倉廩を造りて穀物、酒、油および獸の產物を藏め圈を造りて種々の家畜を置き牢を造りて羊の群を置き　二九　また許多の邑を設けかつ牛羊を夥多しく有り是い神貨財を甚だ多くこれに賜ひしが故なり　三十　このヒゼキヤまたギホンの水の上の源を塞ぎてこれを下より眞直にダビデの邑の西の方に引り、斯ヒゼキヤいろの一切の工を善おし就たり　三一　但しバビロンの君等が使者を遣はしてこの國にありし奇異を問しめたる時にい神かれを棄おきたまへり、是ろの心に有ところの事を盡く知んがために之を試みたまへるおり○　三二　ヒゼキヤのろの餘の行爲および之の德行いユダとイスラエルの列王紀の書の中なるアモツの子預言者イザヤの默示の中に記さる　三三　ヒゼキヤろの先祖等と偕に寢りたれバダビデの子孫の墓の中おる高き處お己れを擧りユダの人々および エルサレムの民みお厚くろの死を送れり、其子マナセこれに代りて王となる

## 第三十三章

一　マナセい十二歳の時位に即きエルサレムにて五十五年の間世を治めたり　二　彼いエホバの目に惡と觀たまふことを爲しイスラエルの子孫の前よりエホバの逐はらひたまひし國人の行ふところの憎むべき事に傚へり　三　即ちろの父ヒゼキヤの毀ちたりし崇邱を改ため築き諸のバアルのために壇を設けアシラ像を作り天の衆群を拜みて之に事へ　四　またエホバが我名い永くエルサレムに在べしと宣まひしエホバの室の內に數箇の壇を築き　五　天の衆群のためにエホバの室の兩の庭に壇を築き　六　またベンヒンノムの谷にてろの子女に火の中を通らせかつ占卜を行おひ魔術をつかひ禁厭を爲し憑鬼者と卜筮師を取用ゐなどしてエホバの目に惡と視たまふ事を多く行おひてろの震怒を惹起せり　七　彼またろの作りし偶像を

ケ　王下廿〇十九
フ　代上廿九〇十二　コ　歴廿二〇九、十一
エ　王下廿〇十二　歴廿九〇一
テ　申八〇二　ア　王下十八〇至廿
サ　歴廿六〇至廿九〇　キ　王下廿〇廿一
ユ　箴十〇七
イ　王下廿一〇一
ロ　申十八〇九　代下廿八〇三
ハ　王下十八〇四　代下廿〇十四、廿一〇、廿二〇十二
ニ　申十六〇廿一
ホ　申十七〇三
ヘ　申十二〇十一　王上八〇廿九、九〇三　代下六〇六、七〇十六
ト　代下四〇九
チ　利十八〇廿一　申十八〇十　王上廿三〇十　代下廿八〇三、箴廿三〇廿七、代下廿八〇
リ　申十八〇十、十一
ヌ　王下廿一〇六
ル　王下廿一〇六

チ 詩百卅二〇十四
ワ 母下七〇十
カ 申廿八〇卅六
ヨ 伯卅六〇八 詩百七〇十
タ 撒前五〇六
レ 代上五〇廿 箴八〇廿三
ソ 詩九〇十六 但四〇廿五
ツ 王上一〇卅三
子 代下廿七〇三
ナ 代下卅三〇三、五、七
ラ 利七〇十二
ム 代下卅二〇十二
ウ 母上九〇九

神の室に安置せり、神此室につきてダビデとその子ソロモンに言たまひし事あり云く我この室と我がイスラエルの諸の支派の中より選びたるエルサレムとに吾名を永く置ん　八　彼らもし我が凡て命ぜし事すなわちモーセが傳へし一切の律法と法度と例典を謹みて行はゞ我が汝らの先祖のために定めし地より我これが足を重てうつさじと　九　マナセかくユダとエルサレムの民とを迷はして惡を行ふ方を為めたり、其狀イスラエルの子孫の前にエホバの滅ぼしたまひし異邦人よりも甚だし　十　エホバマナセおよびその民を諭したまひしかども聽ことをせざりき　十一　是をもてエホバアッスリヤの王の軍勢の諸將をこれに攻來らせたまひて彼等つひにマナセを鉤にて擄へ之を桎械に繫ぎてバビロンに曳ゆけり　十二　然るに彼患難に罹るにおよびてその神エホバを和めその先祖の神の前に大に身を卑くして　十三　神に祈りけれゝその祈禱を容れその懇願を聽きこれをエルサレムに携へかへりて再び國に莅ませたまへり、是によりてマナセエホバの誠に神にいますと知り○　十四　この後かれダビデの邑の外にてギホンの西の方なる谷の内に石垣を築き魚門の入口までに及ぼし又オペルに石垣を環らして甚だ高く之を築き上げユダの一切の堅固なる邑に軍長を置き　十五　またエホバの室より異邦の神々および偶像を取除きエホバの室の山とエルサレムとに自ら築きし一切の壇を取のぞきて邑の外に投すて　十六　エホバの壇を修復ひて酬恩祭および感謝祭をその上に獻げユダに命じてイスラエルの神エホバに事へ去めたり　十七　然れども民い猶崇邱にて犧牲を獻ぐることを為り、但その神エホバに而已なりき　十八　マナセのその餘の行為その神におせし祈禱およびイスラエルの神エホバの名をもて彼を諭せし片見者等の言いイスラエルの列王の言行錄に見ゆ　十九　またその祈禱を為たる事その聽れたる事その諸の罪愆その身を卑くする前に崇邱を築きてアシラ像および刻たる像を立たる處々およびホザイの言行錄の中に記さる　二十　マナセその先祖とともに寢りたれば之をその家に葬れり、其子アモンこれに代りて王となる○　二一　アモンい二十二歳の時位に即きエルサレムにて二年の間世を治めたり　二二　彼いエホバの目に惡と觀たまふ事を為り即ちアモンその父マナセが作りたる諸の刻たる像に犧牲を獻げてこれに事へ　二三　その父マナセが身を卑くせしごとくエホバの前に身を卑くすることを為ざりき、斯このアモン愈その愆を增たりしが　二四　その臣僕黨を結びて之に叛きこれをその家の内に弑せり　二五　然るに國の民その黨を結びてアモン王に叛きし者等を盡く誅し而して國の民その子ヨシアを王となしてその後を嗣しむ

## 第三十四章

一　ヨシアい八歳の時位に即きエルサレムにて三十一年の間世を治めたり　二　彼いエホバの善と觀たまふ事を為しその父ダビデの道にあゆみて右にも左にも曲らざりき　三　即ち尚若かりしかどもその治世の八年にその父ダビデの神を求むることを始めその十二年にい崇邱、アシラ像刻たる像、鑄たる像などを除きてユダとエルサレムを潔むることを始め　四　諸のバアルの壇を己の前にて毀たしめ其上に立る日の像を斫たふしアシラ像および雕像、鑄像を打碎きて粉々にし是等に犧牲を獻げし者等の墓の上にその骨を撒ちらし　五　祭司の骨をその諸の壇の上に焚き斯してユダとエルサレムを潔めたり　六　またマナセ、エフライム、シメオンおよびナフタリの荒たる邑々にも斯なし　七　諸壇を毀ちアシラ像および諸の雕像を微塵に打碎きイスラエル全國の日の像を盡く砍たふしてエルサレムに歸りぬ○　八　ヨシアその治世の十八年にいたりて已に國と殿とを潔め了りその神エホバの室を修繕さしめんとてアザリヤの子シヤパン、邑の知事マアセヤおよびヨアハズの子史官ヨアを遣せり　九　彼ら祭司の長ヒルキヤの許に至りてエホバの室

ヲ 詩百卅二〇十四
ワ 母下七〇十
カ 申廿八〇卅六
ヨ 伯卅六〇八 詩百七〇十
タ 撒前五〇六
レ 代上五〇廿 箴八〇廿三
ソ 詩九〇十六 但四〇廿五
ツ 王上一〇卅三
子 代下廿七〇三
ナ 代下卅三〇三、五、七
ラ 利七〇十二
ム 代下卅二〇十二
ウ 母上九〇九
非 王下廿一〇十八
ノ 王下廿一〇十九
オ 代下卅三〇十二
ク 王下廿一〇廿三、廿四
イ 王下廿二〇一
ロ 代下十五〇二
ハ 代下卅三〇十七、廿二
ニ 王上十二〇二
ホ 利廿六〇卅
ヘ 王下廿三〇六
ト 王上十三〇二
チ 申九〇廿一
リ 王下廿二〇三
ヌ 王下十二〇四

に入し金を交せり、是ゝ門守のレビ人ゲマナセ、エフライムおよび其餘の一切のイスラエル人あらびにユダとベニヤミンの人およびエルサレムの民の手より歛めたる者あり　十　やがてエホバの室を監督するところの工師等の手にこれを交しければ彼等エホバの室ゐて操作ところの工人にこれを交して室を修ひ修めしむ　十一　即ち木匠および建築者に之を交しユダの王等が壞りたる家々のために琢石および骨木を買しめ梁木をとゝのえしむ　十二　ゐの人々忠實に操作けり、ゐの監督者ゝメラリの子孫たるヤハテ、オバデヤおよびコハテの子孫たるゼカリヤ、メシユラムなどのレビ人なりき、彼等すなわち之を主どる、又樂器を弄ぶに精巧なるレビ人凡て之に伴なふ　十三　彼等亦荷を負ものを監督し種々の工事に操作ところの諸の工人をつかさどれり、別のレビ人書記とおり役人とおり門守となれり　十四　エホバの室にいりし金を取いだすに當りて祭司ヒルキヤ、モーセの傳へしエホバの律法の書を見いだせり　十五　ヒルキヤ是において書記官シヤパンに告て言けるゝ我エホバの室にて律法の書を見いだせりと而してヒルキヤゐの書をシヤパンに付しければ　十六　シヤパンゐの書を王の所に持ゆき王に復命ようして言ふ僕等ゐの手に委ねられし所を盡く爲し　十七　エホバの室にありし金を打あけて之を監督者の手および工人の手に交せりと　十八　書記官シヤパン亦王ゐ告て祭司ヒルキヤ我に一の書を交せりと言ひシヤパンゐれを王の前に讀けるゐ　十九　王ゐの律法の言を聞て衣服を裂り　二十　而して王ヒルキヤとシヤパンの子アヒカムとミカの子アブドンと書記官シヤパンと王の内臣アサヤとに命じて言ふ　二一　汝ら往てこの見當りし書の言ゐつきて我のためまたイスラエルとユダに遺れる者等のために問へ、我らの先祖等ゝエホバの言を守らず凡て此書に記されたる所を行ふことを爲ざりしに因てエホバ我儕に大なる怒を斟ぎ給ふべけれゐありと　二二　是において

ヒルキヤおよび王の人々シヤル

ル　代上廿三〇四、五
チ　王下廿二〇八



ムの妻なる女預言者ホルダの許に往り、シヤルムゝハルハスの子なるテクワの子にして衣裳を守る者なり、時にホルダゝエルサレムの第二の邑ゐ住をれり彼等すなわちホルダに斯と語りしかば　二三　ホルダこれに答へけるゝイスラエルの神エホバかく言たまふ汝らを我ゐ遣せる人に告よ　二四　エホバかく言たまふユダの王の前に讀し書ゐ記されたる諸の咒詛に循ひて我この處と此に住む者に災害を降さん　二五　其ゝ彼ら我を棄て他の神に香を焚きおのゞ手にて作れる諸の物をもて我怒を惹起さんとしたれば、この故にわが震怒この處に斟ぎて滅ざるべし　二六　されど汝らを遣はしてエホバに問しむるユダの王ゐゝ汝ら斯いふべしイスラエルの神エホバかく言たまふ汝が聞る言ゐつきてゝ　二七　汝此處と此ゐすむ者を責る神の言を聞し時ゐ心やさしくして神の前ゐ於て身を卑くし我前に身を卑くし衣服を裂て我前ゐ泣たれば我もゐんぢに聽りとエホバ宣まふ　二八　然る我ゐんぢをして汝の先祖等に列あらしめん、汝ゝ安然に墓に歸することを得べし、汝ゝ我ゐ此處と此に住む者に降すところの諸の災害を目に見ることゐらじと、彼等すゐわち王に復命まふしぬ○　二九　是において王人を遣はしてユダとエルサレムの長老をことゞく集め　三十　而して王エホバの室に上りゆけり、ユダの人々エルサレムの民、祭司、レビ人および一切の民大より小にいたるまでことごとく之にともなふ王すなわちエホバの室に見あたりし契約の書の言を盡く彼らの耳に讀聞せ　三一　而して王己の所に立ちてエホバの前に契約を立てエホバに玄たゞひて歩み心を盡し精神を盡してゐの誡命と証詞と法度を守り此書に玄るされたる契約の言を行はんと言ひ　三二　エルサレムおよびベニヤミンの有ゆる人をみな之に加むらしめたり、エルサレムの民すなはちゐの先祖の神に依しまする御神の契約に玄たゞひて行へり　三三　かくてヨシアイスラエルの子孫に屬する一切の地より憎むべき者を盡く取のぞきイスラエル

ワ　王下廿二〇十四
カ　王下廿三〇一
ヨ　王下十一〇十四、廿三〇三　代下六〇十三
タ　王下十一〇五